

バリアフリー法対象建築物の設置者・管理者の皆様へ

令和5（2023）年4月1日から

建築確認申請を伴うバリアフリー法対象建築物の 京都府福祉のまちづくり条例手続が不要になります

○バリアフリー法対象建築物とは・・・

不特定多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものを指します。
（1,000㎡以上の病院、診療所、劇場、ホテル、老人ホーム、飲食店など）

これまでバリアフリー法対象建築物の設置工事を行うときは、

設置者・管理者は、工事着手の前に、法定手続（建築確認申請）と条例手続（協議）の2つの手続が必要でした。

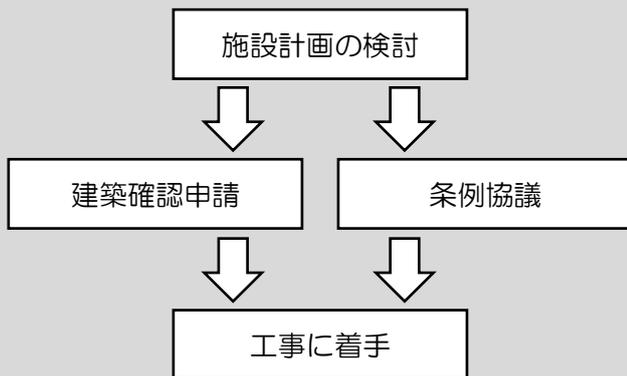
令和5年4月1日*からは、条例手続（協議）を不要とし、

法定手続（建築確認申請）へ一本化することで、皆様の負担が軽減されます。

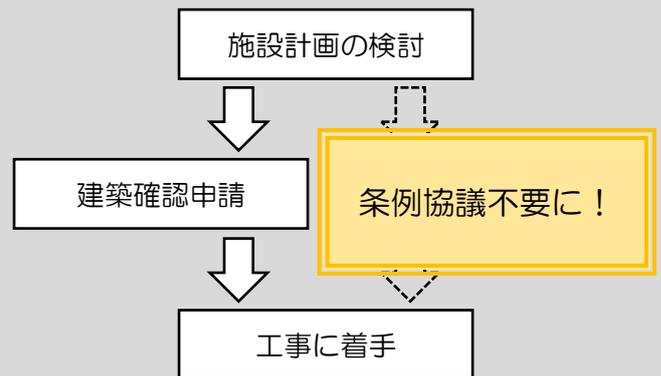
※令和5年4月1日以降に工事着手する建築物が対象になります。

申請イメージ（バリアフリー法対象建築物を設置する場合）

これまでは・・・



令和5年4月1日からは・・・



※その他条例対象建築物を設置する際は、引き続き条例協議が必要ですのでご注意ください。

※建築物を快適にご利用いただくため、整備誘導基準への適合にご協力をお願いします。

お問い合わせ

京都府 建設交通部 建築指導課 建築防災・安全係

TEL:075-414-5349